

効果主義の国際法上の根拠と限界

一 問題の所在

本稿の目的は、効果主義に基づく管轄権の行使がいかなる国際法上の根拠に基づくものなのか、および、効果主義に基づく管轄権の行使がどこまで可能なのかについてを明らかにすることである。

管轄権の行使に関しては、従来からいわゆる領域主義が第一の原則であるとされてきた。国家は領域主権を有し、この領域主権に基づいてその領域内のあらゆる人、物に対して支配権を行使することができる。領域主権に関する重要な先例であるバルマス島事件判決においても、国家は他のいかなる国家をも排除してその領域内において国家の諸機能を行行使する権限を有するとして⁽¹⁾いる。こ

渡 邊 剛 央

こから、いわゆる領域主義が導かれるのであり、国家はある行為が自国領域内でなされたことを根拠に、その管轄権を行行使することができる。このことは異論なく認められて⁽²⁾いることである。

しかしながら、交通・通信手段の発達により、ある行為が複数の国家を横断してなされたり、あるいは域外における行為が域内に何らかの効果を生じさせるといふ事態が生じてきている。

このため一定の域外の行為についても、管轄権を行行使して規制しようという動きが、各国に生じることになる。その一番の方法として行われているのが領域主義の拡張であり、行為者の領域内の存在を根拠とする主体的領域主義、行為の一部が領域内で発生したことを根拠とする

客体的領域主義がそれである。⁽³⁾

さらに、行為の効果が領域内で発生したことを根拠とする効果主義に基づく管轄権の行使がある。

効果主義に基づいて管轄権が行使された最初のものが、有名なアルコア事件である。⁽⁴⁾これは、未使用アルミニウム・インゴットの製造・販売についてアメリカの対外通商の独占を図ったことがシャーマン法一条に反するとされた事件であるが、この独占を図るための協定にカナダ法人のアルミニウム・リミテッドが参加しており、このカナダ法人による価格固定のような反競争的行為に対して、アメリカの競争法を適用できるかが問題となった。この点に関してアメリカ第九巡回控訴裁判所のハンド判事は、いわゆる効果主義に基づく管轄権の行使を認めないのである。

判事は次のように述べた。アメリカの域内にいかなる効果も生じさせない行為を罰することを議会は意図していないが、逆に、いかなる国家もそれが非難する効果を域内で生じさせる域外の行為について、外国人に対してであっても責任を負わせることができるということは、確立した法である。⁽⁵⁾と。そして、ある行為が域内に効果

を及ぼすことを意図し、かつ、現実に域内に効果を生じさせたものである場合には、管轄権を行使できると判断したのである。⁽⁶⁾

このような領域主義の拡張は、前述のような交通・通信手段の発達した現代社会においては不可欠といえ、⁽⁷⁾実際多くの国家においてこうした拡張が行われている。⁽⁸⁾

もっとも、こうした領域主義の拡張は、管轄権行使に対する国際法の制約を免れさせ、無限の管轄権行使を認めることにもなりかねない。特に、効果主義によりわずかな影響により管轄権の行使が許容されるということになると、事実上国家の領域的管轄権に対してはいかなる制限も存在しないということになる。⁽⁹⁾

それゆえ領域主義の拡張による管轄権の行使については、その国際法上の限界付けが重要になる。⁽¹⁰⁾

そこで、本稿では、領域主義の拡張の中でも特に問題となる効果主義に基づく管轄権行使の国際法上の合法性について検討する。

本稿では、まず効果主義と類似する保護主義との関係を明らかにすることで、効果主義の特色を明らかにし、その国際法上の根拠および限界についての議論を明確に

する。

次に、効果主義の国際法上の根拠について検討する。効果主義に基づく管轄権行使の合法性の根拠については、領域主義の拡張として国際法上許容されているものと考えられるが、そのほかにも、いわゆる主権の自由推定原則や真正連関理論などを根拠とするものが存在する。そこで、それらの妥当性について検討する。

最後に、効果主義に基づく管轄権行使の限界について検討する。たとえば、効果主義に基づく管轄権の行使が一般的には合法であるとしても、個々の場合における管轄権の行使が常に合法であるということには当然ならないからである。

なお、国家管轄権といっても、その性質や作用は様々であるので、国家管轄権の行使について国際法上の規制が及ぶ程度はそれに応じて異なってくる⁽¹¹⁾。したがって、国家管轄権行使の国際法上の根拠および限界について検討するためには、国家管轄権の分類が不可欠であり、本来ならばその類型ごとに国際法上の根拠および限界を検討する必要がある⁽¹²⁾。

しかし、効果主義についてはそれに基づく国内法の適

用の可否が最大の問題となるように思われるので、本稿ではいわゆる立法管轄権のみを検討の対象とする。

二 効果主義と保護主義との関係

効果主義の国際法上の根拠について検討する前に、効果主義と保護主義との違いについて明らかにしておくべきである。両者の違いを明らかにしておくことで、効果主義の特色が明確となり、その国際法上の根拠および限界に関する議論を明確にすることができるからである。

国家はその安全、領土保全、政治的独立を侵害する行為に対して管轄権を行使することができるということが、国際法上一般に認められており、このことは多くの国家実行からも確認される⁽¹³⁾。

国家が保護主義に基づいて管轄権を行使できることは、国家の有する主権そのものに根拠付けられる⁽¹⁴⁾。友好関係原則宣言に規定されるように、国家の領土保全および政治的独立は不可侵であり、すべての国は、その政治的、社会的、経済的および文化的体制を自由に選択し、発展する権利を有している。こうした権利を確保するために、国家が管轄権を行使することは国際法上当然に認められ

ることができる。

これに対して効果主義は、前述のように効果が自国領域内で生じたことを根拠とするものであり、領域主義を拡張したものである。

保護主義は前述のように国家の重大な利益の侵害を根拠とするものであり、行為の一部または行為の効果の発生すら条件としないものである。⁽¹⁵⁾これに対して、効果主義は最低限何らかの効果が域内で発生することを条件とする。つまり、両者の間には管轄権の行使対象と領域との連関を必要とするかしないかで、決定的に異なるのである。効果主義は、あくまで領域との連関の存在を条件とするのである。

反面、効果主義では、効果の内容は保護主義のように国家の重要な利益の侵害である必要はない。効果の内容よりも、あくまで効果が領域内で発生したことが重要なのである。

三 効果主義の国際法上の根拠

前述のような効果主義の特色を踏まえて、その国際法上の根拠について検討することにする。

1 主権の自由推定原則との関係

まず、主権の自由推定原則に基づいて、効果主義に基づく管轄権行使を合法とすることができるかが問題となる。たとえば、山本博士は、国家はその領域外の人、財産、行為について、その管轄権の行使の対象となしうる広範な自由を有しており、この自由は、国際法上特段の禁止法規のある場合に限り制限されるとし、その根拠としてロチュス号事件判決を引用している。⁽¹⁶⁾

主権の自由推定原則の根拠として持ち出されるのが、有名なロチュス号事件判決である。この事件で裁判所は管轄権の行使について以下のように述べた。

「国家に対して国際法によって課される第一の制限は、反対する許容規則が存在しない場合、他国の領域内においていかなる形においてもその権力を行使できないということである。この意味で管轄権は確かに領域的である。それは国際慣習あるいは条約に由来する許容規則による場合を除いて、域外において国家によって行使され得ない。」

しかしながら、国際法は国家にその自国の領域内において管轄権を行使することを、外国で行われた行為に関

わり、かつそれが国際法の何らかの許容規則に基づき得ないあらゆる事件に關しても禁じているということ当然是には意味しない。このような見解は、国際法は國家に對してその領域外の人、財産および行為に對して、その法の適用およびその裁判所の管轄權を擴張することに對する一般的な禁止を含んでおり、かつ、この一般的な禁止に對する例外として、國家にある特別な場合においてそうすることを許しているという場合にのみ、維持され得るであろう。しかし、現状では国際法の下で事實はそうなっていない。國家はその領域外の人、財産および行為に對してその法の適用およびその裁判所の管轄權を擴張できないという趣旨の一般的な禁止規則を規定するどころか、この点において禁止規則によって一定の場合にのみ制限されるという広範な裁量的手段を残している。その他の場合に關して、あらゆる國家は最善で最も適切とみなす諸原則を自由に採用できるままである。：

こうした状況において、國家に要求され得るすべてのことは、国際法がその管轄權に對して置いてある制限を踏み越さないことである。この制限内で、管轄權を行使する權原はその主權の中にそのまま存在している。⁽¹⁾

この判決をいかに理解するかであるが、確かに判決は域外の行為について管轄權を行使することは一般には禁止されていないといっているが、しかし、このことが、國家による管轄權の行使が無制限であるということまでも意味するものではない。ステルンが指摘するように、この判決は、ある域外的な管轄權の行使の一般的な禁止が存在しないということを単に表明しただけで、いかなる域外的な管轄權の行使についても一般的な許可が存在するということを表明したのではないのである。⁽¹⁸⁾

つまり、ロチュス号事件自体がそうであったように、域外の行為が領域内に何らかの影響を生じさせたような場合に、その影響を生じさせた行為が域外であるということにより、その影響の生じた國が、その影響に對処するために、その領域内において国内法を適用することができるということ判決は述べているのであって、それ以上に、自國とはまったく關係のない域外の行為に對しても、國家は当該行為に對して管轄權を行使することができるということまで、この判決が意味していると、解することができるかは疑問である。

もし、自國と無關係な域外行為に對しても管轄權を無

条件に行使できるということを判決が意図していたならば、衝突事故の結果がトルコ船内で発生しているので、当該事故はトルコ領域内で発生したとみなされるというような判断は必要ないはずである。⁽¹⁹⁾

また、桑原教授が指摘するように、裁判所は船舶領土説を前提として、トルコの訴追を領域主義の観点から正当化しているのであって、ゆえに、被害者が自国民であることを理由として領域外における外国人の犯罪に對し国家が管轄権を有することを国際法が承認しているかどうかの問題についての先例とはいえない。⁽²⁰⁾

このように、ロチュス号事件の判決は、山本博士が言及するような国家による域外への管轄権行使の自由を肯定するための根拠とはなりえないのであり、マンが指摘するように、判決の意図は「国家管轄権に対する制限の存在を否定することではなく、犯罪管轄権の厳格な領域性のテストを拒絶すること」にあったと理解すべきと考⁽²¹⁾える。

もっとも、このようにロチュス号事件判決が主権の自由推定原則の根拠とはなりえないとしても、その原則に基づいて効果主義に基づく管轄権の行使を正当化するこ

とができるか否かについては、別に検討する必要がある。この点について、たとえばヴィラリーは、国家は国際秩序においてその権力を主張するためには国際法秩序によって与えられた管轄権の権原を必要としないという考⁽²²⁾え方は、古い絶対主権理論に由来するものであり、また、これは国家の複数存在というものを軽視していると指摘⁽²³⁾する。

またステルンも、国家による管轄権の行使は、国家主権の並存を構成要素とする国際社会の特有の構造という文脈の中で分析しなければならないのであり、その意味で、国家がその法秩序を通して達しようとする域外の事態は、その国家と何らかの連関を有していなければなら⁽²³⁾ない⁽²³⁾と指摘する。

確かに国際社会には複数の国家が存在するのであるから、ある国家の無制約の行為は他の国家に対する脅威となる場合がある⁽²⁴⁾。

マンが指摘するように、各国は同程度の主権を有している⁽²⁵⁾ので、管轄権は他国の相当する権利の尊重を伴うのであって、国家はその主権の限界内で管轄権を行使する権利を有するが、他国の主権を侵害する権利は与えられ

ていないのである。⁽²⁴⁾ ローデル裁判官がその反対意見で述べているように、主権あるいは独立の結果として、ある国家の法はその域外において効力はないのであり、⁽²⁵⁾ ただ、域外の行為の効果が自国の領域内で生じている場合に、その効果を排除するために、当該域外行為に対して管轄権を行使することが国際法上可能であると考える。マンも指摘するように管轄権の拡張の評価の出発点は領域性でなければならぬのである。⁽²⁶⁾

こうしたことはアメリカの判例においても確認される、オランダ人の水夫がオランダを旗国とする船舶に乗船中にハバナの港で怪我をしたことについて、アメリカの法に基づいて賠償請求ができるかが問題となった事件⁽²⁷⁾において、アメリカの最高裁は次のように述べた。「国家はその立法を、その主権の力が作用する領域の外において外国人によりなされたその行為に関して、その外国人に對して適用することはできない。これは主権の力はその域外の他のすべての主権の力に含まれる国民および権利を尊重しなければならぬという国際法に基づく規則である」。⁽²⁸⁾

また、民事法に関しては立法管轄権を制限する国際法

は存在しないと主張が存在する。⁽²⁹⁾ 理由としては、域外立法が常に違法であるということはロチュヌス号事件判決でも否定されているし、また、外国法を強制することの拒絶は必ずしもそうした法が国際法に抵触するということを示さないという。⁽³⁰⁾

しかし、前述したように、ロチュヌス号事件判決は域外立法が一般的に合法であることを示す根拠とはならない。また、確かに国際私法においては、内国私法も外国私法も、国家とは直接関係のない社会の法として、平等の資格において併存するものとし、国際私法がある法律関係を規律するのに最も適した私法を選択するということが行われている。⁽³¹⁾ つまり、私法に関してはあらゆる国家において国内法と外国法とが併存し、法として適用されていくのであるから、私法は事実上普遍的な性格を有することにになるとされる。

しかし、ステルンが指摘するように、国際私法において存在する現実の適用可能性から、国家の無制限な域外管轄権の存在を結論づけるのはおかしいであろう。⁽³²⁾ ある国家の法が外国で適用される可能性があるからといって、国家がいかなる内容の法を制定してもかまわないという

ことにはならないはずである。たとえば、マンがその例としてあげているように、教会で挙式されていない婚姻を無効とするような法律を外国人について適用することは国際法上認められない⁽³³⁾。また、そのような立法例がほとんどないということも、そうした規則が存在することを証明する国家実行となるとも指摘する⁽³⁴⁾。

さらに、国家はその領域主権に基づいて自由に国内法を制定することができ、結果として域外の行為をもその規律対象とするとしても、このことが直ちに国際法上もそのような国内法が有効であるということにはならない。ノッテボーム事件の判決においても指摘されているように、国内管轄権の行使は当然かつ自動的に国際的な効果を有し、他の国家を拘束することにはならず、その有効性はあくまで国際法に従って判断されるのである⁽³⁵⁾。

以上のことから、主権の自由推定原則に基づいて、効果主義に基づく管轄権の行使は正当化することはできないものと考えられる。

2 真正連関理論との関係

国家管轄権の行使が国際法上合法となるためには、法律と事実との間に真正な連関が存在しなければならぬ

とする説がある。すなわち、法律と事実との間の法的に関連する接点、管轄権の存在を決定し、その関連性が緊密、実質的、直接的、および重要で、かつ、法律が国際法と調和する場合に、国家は立法管轄権を有するといふのである⁽³⁶⁾。さらに、マンは、この接点の確認こそが第一の課題であって、国際法学者は、領域的管轄権の性質がある事実をある国家の法に従わせることを許すかどうかという問題は放棄すべきであるとも主張する⁽³⁷⁾。

この真正な連関の存在を管轄権行使の国際法上の根拠とすることには、次のような問題があるように思われる。第一に、確かに前述のように法律と事実との間に真正な連関が存在しない場合、管轄権の行使は違法と主張される。しかし、このことは真正な連関が存在すれば、管轄権の行使は合法であるということの意味しないであろう。第二に、真正な連関が存在するかどうかを判断するにあたっては、結局行為地や行為者の国籍などが問題となるのであって、これまで問題とされてきた領域主義との関係を全く無視できるということにはならない。第三に、真正な連関が存在すれば国家は管轄権を行使することができるということになると、これまでの領域主義および

その拡張原則よりも、管轄権の行使が広範に認められる可能性がある。

以上のことから、真正連関理論は、国家管轄権の行使を限界づけるものとはなりえても、国家管轄権の行使を根拠づけるものにはなりえないと考える。

3 領域主義の拡張との関係

それでは効果主義に基づく管轄権の行使を領域主義の拡張により根拠づけることができるか。領域主義の拡張として、行為が自国領域で開始されたことを根拠に管轄権の行使を認める客体的領域主義と、行為の一部が自国領域で生じたことを根拠に管轄権の行使を認める客体的領域主義がある。効果主義に関して問題となるのは後者である。行為の効果が自国領域内で生じたことを根拠に、国家は管轄権を行使することができるかが問題となる。

前述のように、客体的領域主義は、多くの国の刑法によって採用されており、³⁸⁾今日では国際慣習法上管轄権行使の根拠として認められていると言ってよいであろう。効果主義も、同様に国際慣習法上の管轄権行使の根拠として確立していると言えるであろうか。

この点について、イギリス3M社の不買同盟に対する

アメリカ反不買同盟法の適用が問題となった事件での、アメリカとイギリスの両者の主張を検討することにする。アメリカによるイギリス3M社への反不買同盟法の適用に関して、イギリス政府は一九八一年三月三十一日にアメリカ政府に次のような内容の書簡を送って反論した。イギリス3M社は、イギリスで設立され活動している企業であり、法的にはイギリス企業であるので、アメリカの領域外の活動に関してアメリカの管轄権に從属することはない。イギリス政府は、イギリス3M社がアメリカの領域外での活動によりアメリカ当局により訴追されることを受け容れられない。反対する特別の規則が存在しない限りは、アメリカの管轄権が、他国においても適用し得るということは、国際法上根拠はないし、イギリス政府は完全にこれを拒絶する。³⁹⁾

このように、イギリス政府は、アメリカ法の域外適用を否定した。

このようなイギリス政府の抗議に対して、アメリカ政府は一九八一年六月三十日に次のような内容の書簡をイギリス政府に送って反論した。

国際商取引は必然的に複数の国の利益に関わり、また

複数の国と重要な接点を有する企業によりなされる可能性がある。このような状況の下で、当該取引と関連する特定の行為がなされた領域あるいは行為者の国籍に基づく排他的な管轄権の主張は、複数の国に対する国際商取引の潜在的効果と、利益を保護するために域外の行為に影響を及ぼす規則を制定するという関連する国家の必要と適切に考慮していない。国家の主権は、域外の行為により効果が生じる国家が当該行為に対する管轄権の行使を求めるかもしれないという認識によって害されない。実際、イギリスの法慣行は行為地に厳格に基づく管轄権というアプローチの不適切さを認識している。

競合する管轄権の存在あるいは可能性は各国が他の関係国の主権および利益を適切に考慮してその法を強制することを要求する⁽⁴⁰⁾。

このようにアメリカ政府は国際商取引は必然的に複数の国と接点をもつことになることを根拠に、効果主義に基づく管轄権の行使を肯定している。反面、域外の行為に対する管轄権の行使に際しては、他の関係国の主権および利益を尊重しなければならぬとも述べている。

このようなアメリカ政府の主張に対して、イギリス政

府は一九八一年九月四日に、次のような内容の書簡をアメリカ政府に送って再び反論した。

イギリスの裁判所は、確かにその域外でなされた行為に対して管轄権を行使した例がある。しかし、こうした例は、殺人のような重大犯罪に関連するということにより正当化される被告人の国籍に基づく場合か、起訴された犯罪が海賊やハイジャックのような国際犯罪とみなされていることを理由に正当化される域外管轄権の行使の場合という例外的な場合である。反不買同盟法の域外適用は、他国の通商を制限する効果を有し、これはアメリカによる他国への経済的な干渉となる⁽⁴¹⁾。

このようにイギリスは、自国が管轄権の域外の行為に対する行使を認める場合は、重大犯罪の行為者が自国民の場合と、犯罪が国際犯罪である場合という例外的な場合だけであり、アメリカの主張には根拠がないとする。そして、アメリカによる経済法の域外適用は、他国への経済的干渉になるとして、国際法上違法であると非難している。

両者の主張のどちらが妥当かであるが、前述のように客体的領域主義が国際慣習法として確立している以上、

効果主義を否定することはできないと考える。なぜなら、国家は領域主権に基づき、その領域に対して包括的かつ排他的な支配権を行使することができるというところについては争いがない。であれば、効果といえども領域内で生じている事実である以上、それについて管轄権を行使することは当然にできるものといわざるをえないであろう。この際重要なのは、効果が領域内で発生しているという事実であるから、イギリスの主張にあるような犯罪の重大性などの、領域内で生じた効果の重大さなどは、管轄権を行使できるか否かについては問題とはならないことになる。

また、アメリカの回答の中で述べられているように、今日の国際的な経済活動の活発さということも軽視できないであろう。カローも指摘するように、現代の世界経済の地球規模化と技術の進歩は、ある行為を領域と結び付けることが困難になってきている。⁽⁴³⁾ そのような状況において、厳格な領域主義の適用は、複数国にまたがる国際的な経済活動から国家の利益を保護するという必要性からすれば、適切とはいえないであろう。そうした国際社会の状況においては、効果主義に基づく域外の行為に

対する管轄権の行使は、国際法によっても認められると考える。⁽⁴³⁾

国家実行をみても、近年は効果主義に基づく管轄権の行使を否定するよりは、その実効性を確保するために諸国が協力するという条約が締結されている。⁽⁴⁴⁾ こうした事実からしても効果主義に基づく管轄権の行使については、これを承認する諸国の実行が存在していると考えられる。

もちろん領域主権の行使が無制限ではないように、効果主義に基づく管轄権の行使も無制限ではない。そのいかなる制限を受けるかで、確かに効果の程度は問題となるであろう。しかし、これは前述のように効果主義に基づく管轄権行使の限界の問題であって、管轄権を行使する根拠の存在の問題ではないのである。⁽⁴⁵⁾

四 効果主義の限界

このように効果主義に基づく管轄権の行使は、領域主義の拡張を根拠に一般に合法であると評価される。しかし、効果の程度がいかなるものであっても、管轄権を行使することができるということは、無限の管轄権行使を認めることとなり、また、当該効果を生じさせる行為が

なされた国家の重大な利益を侵害する危険もある。⁽⁴⁶⁾

それでは、いかなる制限を受けるかということであるが、効果主義が領域主義に基づくものである以上、その制限は領域主権と同じものということになる。すなわち、権利濫用の禁止と主権侵害の禁止という制約を受け⁽⁴⁷⁾る。

このことはたとえば、ドイツの会社Bayerのカナダの子会社Bayer Foreign Investmentが有するフランスの会社Bayer Franceによる、アメリカの会社Firestoneのフランスの子会社Firestone Franceの合成ゴム・ラテックス部門の取得が、バイエル社のドイツ市場における支配的地位を強化するとして、連邦カルテル庁が禁止したことの合法性が争われた事件におけるベルリン高等裁判所の判決の中でも述べられている。この判決の中で、域外行為に対して競争法を適用する場合の国際法上の制限には、合理的接触の原則と不干渉原則とがある⁽⁴⁸⁾としている。

まず、法律と事実との連関が不合理なものである場合、そのような管轄権の行使は権利の濫用として違法となる⁽⁴⁹⁾。具体的な基準としては、前述したマンの指摘のように、

法律の事実の関連性が、緊密で実質的で直接的で重要かにより判断されることになる⁽⁵⁰⁾。

このことは、バンク・オブ・アメリカなどによるホンデュラスにおけるティンバーレン社の材木輸出の妨害に對してシャーマン法が適用されるかが問題となった事件⁽⁵¹⁾の、連邦第九巡回控訴裁判所における判決の中でも述べられている。すなわち、競争法が適用されるためには、現実かつ意図された効果が域内で発生し、かつその効果が十分に大きいものでなければならず、また、外国の利益を衡量しなければならぬ⁽⁵²⁾としている。

また、アメリカ対外関係法リステイメント第三版の四〇二条においても、域内に実質的な効果を有する、あるいは有することを意図する域外の行為について管轄権を有する⁽⁵³⁾としている。

もっとも、実質的な連関が存在するかどうかをいかに判断するかが、別途問題となる。明確な基準が存在しないと、恣意的に判断される危険性があるからである。

この基準としては、アメリカ対外関係法リステイメント第三版の四〇三条に掲げられている諸要素が有効である⁽⁵⁴⁾。

次に、他国の国内問題に干渉するような管轄権の行使も禁止されることになる。前述したマンの指摘のように、⁽⁵⁵⁾ 国家は他国の主権を侵害する権利は有していないからである。

具体的には、行為地の法に反するような行為を命じることはできない。⁽⁵⁶⁾

五 結び

効果主義に基づく管轄権の行使は、客体的領域主義が一般的に認められている以上、もはや現在の国際法においては否定できないものと考えられる。しかも、今日のように情報伝達手段が発達し、地球規模での経済活動がなされている現代社会において、効果主義は領域主義の拡張として、国際法上管轄権行使の根拠として確立しているものと考えられる。しかし、前述のように、効果の内容によっては、管轄権の行使は許されない。あくまで効果の内容が、本質的であり、かつ管轄権の行使が他国の主権を侵害しない場合に限って、効果主義に基づいて管轄権を行使することができるものと考ええる。(一)

(1) Island of Palmas Case, Judgement of April 4th, 1928 *Reports of International Arbitral Awards*, vol. 2, p. 838.

(2) R. Y. Jennings, "Extraterritorial Jurisdiction and the United States Antitrust Laws", *The British Yearbook of International Law*, vol. 33 (1957), p. 148. F. A. Mann, "The Doctrine of Jurisdiction in International Law", *Recueil des cours*, tome III (1964-II), p. 14. M. Virally, *Panorama du droit international contemporain*, *Recueil des cours*, tome 183 (1983-V), p. 93. Brigitte Stern, *Quelques observations sur les règles internationales relatives à l'application extraterritoriale du droit*, *Annuaire français de droit international*, 32 (1986), p. 23.

(3) 犯罪に関する管轄権についてのハーバード条約草案の三条に次のような規定が置かれている。

第三条 領域的管轄権

国家はその領域内で全部あるいは一部がなされたいかなる犯罪に関しても管轄権を有する。

The American Journal of International Law, vol. 29 supplement (1935), p. 439. なお「一般」 subjective territorial principle と objective territorial principle は主観的属地主義および客観的属地主義と訳される(たとえば山本草二『国際法【新版】』(有斐閣一九九四年)。しかし、通常主観および客観という用語はものの方の違いを表す

ために用いられるのであって、行為者が行為の一部かとういずれも客観的な事実を区別するに用いるのが妥当とは思えなから。したがって、本稿では、subjectiveおよびobjectiveを主體的および客體的と訳すことにする。

- (4) United States v. Aluminum Co. of America et al., 148 F. 2d. 416.
 - (5) *Ibid.*, p. 443.
 - (6) *Ibid.*, pp. 443-444.
 - (7) R. Y. Jennings, *supra* note 2, p. 156
 - (8) 犯罪に関する管轄権についてのハーワード条約草案の三条に関するコメントにおいても、領域主義の拡張に関する多くの国家実行が掲げられてゐる。『*The American Journal of International Law*, vol. 29 supplement (1935), pp. 484-494.
 - (9) R. Y. Jennings, *supra* note 2, p. 158.
 - (10) *Ibid.*, p. 158.
 - (11) 山本草二「国家管轄権の機能とその限界」、『法学教室』No. 35 (一九八三年) 一九頁。
 - (12) 小寺教授によれば、分類の方法については、学者により分類しない、二分類、三分類があるとされる(小寺彰「国家管轄権の域外適用の概念分類」、『国家管轄権—国際法と国内法 山本草二先生古希記念』(勁草書房一九九八年) 三四五頁)。
- 分類が必要ないとする立場については、本文で述べたように国家管轄権はその作用により国際法の規制内容が異なる以上、受け容れられない。

二分類している学者として、たとえばパウエットがいる。パウエットは、国家管轄権を立法により行為を不法と特徴づける権限である規律管轄権 (jurisdiction to prescribe) と、この規律管轄権を行政的行為あるは司法的行為により強制する権限である強制管轄権 (jurisdiction to enforce) とを分類する (D. W. Bowett, "Jurisdiction: Changing Patterns of Authority over Activities and Resources", *The British Yearbook of International Law*, vol. 53 (1982), p. 15.)。この分類は法律の具体的な実現過程を強制という一つの現象として捉えているところに特徴がある。しかし、法律の具体的な実現過程をこのように一つの現象として捉えることには問題がある。なぜなら、法律の具体的な実現過程には、法律が具体的な事件に適用される、これにより具体的な個人の権利義務関係が確定される段階と、この確定された権利義務関係を現実に実現するために物理的な強制力が行使される段階とがある。両者の間には、物理的な強制力を伴うか否かという点で大きな違いがある。それをまとめて一つの作用とすることはできないと考える。現実の法現象でも、国家管轄権の行使に対する国際法の規制は、この二つの段階を分け、それぞれ別になされている。たとえば、主権免除において、多くの国は裁判権免除が及ばなくても、強制執行の免除は及ぶとしている (猪俣弘司「特権免除・国家免除と日本の国家実行」、『国家管轄権—国際法と国内法 山本草二先生古希記念』

(勳草書房一九九八年)、二九八頁)。また、外交関係に関するウィーン条約においても、外交官に対する裁判権免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄を意味するものとみなしてはならないとし(三二条四項)、両者を區別している。以上のことから、法律の具体的な実現過程を一つとして捉えてしまふ二分論方式は適切でないと考ええる。

二分論は単純に過ぎるという指摘は、アメリカ対外関係法リステイトメント第三版の注釈においてもなされている(The American Law Institute, *Restatement of the Law Third, The Foreign Relations Law of the United States*, vol. 1, (1986), p. 230)。

よって、国家管轄権の分類としては、法律の具体的な実現過程を、法律が具体的な事件に適用され、これにより具体的な個人の権利義務関係が確定される段階と、この確定された権利義務関係を現実を実現するために物理的な強制力が行使される段階とに分ける、三分類方式の方が妥当であると考える。

この三分類方式を採用しているものとして、アメリカ対外関係法リステイトメント第三版がある。この四〇一条において、国家管轄権は、法を適用可能にする権限である規律管轄権 (Jurisdiction to prescribe)、裁判所あるいは行政裁判所の手続に服させる権限である裁判管轄権 (Jurisdiction to adjudicate)、国内法令に服従することを強制したり、あるいは従わないものを罰する権限である強制管轄権 (Jurisdiction to enforce) とに分類されている。こ

の分類はそのコメントで述べられているように、立法、行政、司法という伝統的な権力の区分と一致するものではない (*Ibid.*, p. 236)。小寺教授が指摘するように、法を定立・適用すること、裁判に服させること、法の適用または実現のために執行することを區別したものである(小寺彰、前掲論文、三四七頁)。すなわち、この分類は、法律の定立、法律の適用、法律の執行という法律の社会における実現段階に対応するものであり、前述のような現実の法現象にも合致する妥当な分類方式であるといえる。

ただ、法律の具体的な適用は必ずしも裁判によってのみなされるわけではなく、いわゆる行政処分という形式においてなされることもある。行政国家現象の進む現代社会では、この行政処分の方がむしろ重要である。ゆえに、法律の適用という現象を捉える場合、裁判手続だけを視野に入れることは十分いえない。よって、法律を具体的な事件に適用する国家の権限については、より広く捉える適用管轄権 (Jurisdiction to apply) という用語を用いた方がよいと考えられる。

結局、国家管轄権の分類としては、法規範の制定により抽象的に権利義務関係を確定する作用である立法管轄権、法規範を適用することで具体的に権利義務関係を確定する作用である適用管轄権、確定した権利義務関係を実力により実現する作用である執行管轄権に分類すべきと考える。

(13) たとえば、犯罪に関する管轄権についてのハーバード条約草案七条。 *Supra* note 3, p. 440. また、そのコメント

において、実際にも多くの国の刑法に保護主義に基づく管轄権の行使を認める条文が置かれていることが指摘されて
59° *Ibid.*, pp. 546-551.

(14) B. Stern, *supra* note 2, p. 25.

(15) 外国で一枚の通貨を偽造しただけでも、十分に管轄権行使の条件を充たす。

(16) 山本草二、「国家管轄権の機能とその限界」、『法学教室』No. 35 (一九八三年)、「二三頁。同様の主張は広部教授も行っている。広部和也、「国家管轄権の競合と配分」村瀬信也、奥脇直也編『国家管轄権—国際法と国内法—山本草二先生古希記念』(勁草書房 一九九八年)、「一四七頁。本草二先生古希記念」(勁草書房 一九九八年)、「一四七頁。

(17) The Case of the S. S. "Lotus", Judgement of September 7th, 1927, *Publications of the Permanent Court of International Justice*, Series A, No. 10 (1927), pp. 18-19.

(18) B. Stern, *supra* note 2, p. 19. また、もし無制限な管轄権の行使が認められるなら、国家の法秩序の限界を消滅させ、ひょっとは国家主権の消滅を導くとも指摘する。

Ibid., p. 19

(19) *Supra* note 17, p. 23.

(20) 桑原輝路、「国家の領域外管轄権」、『一橋論叢』九二巻五号(一九七三年)、「六七九頁

(21) F. A. Mann, *supra* note 2, p. 35.

(22) M. Virally, *supra* note 2, pp. 91-92.

(23) B. Stern, *supra* note 2, p. 20.

(24) F. A. Mann, "The Doctrine of International Juris-

dition Revisited after Twenty Years", *Recueil des cours*, tome 186 (1984-III), p. 20.

(25) *Supra* note 17, p. 33.

(26) F. A. Mann, *supra* note 24, p. 20.

(27) Lauritzen v. Larsen, 345 U. S. 571.

(28) *Ibid.*, p. 578.

(29) M. Akehurst, "Jurisdiction in International Law", *The British Yearbook of International Law*, vol. 46 (1972-1973), p. 187.

(30) *Ibid.*, p. 182.

(31) 山田鍬一『国際私法』(有斐閣 一九九二年)、「一二頁

(32) B. Stern, *supra* note 2, p. 19.

(33) F. A. Mann, *supra* note 24, p. 21.

(34) *Ibid.*, p. 21.

(35) Nottebohm Case, Judgement of April 6th, 1955, *I. C. J. Reports of Judgements, Advisory Opinions and Orders* (1955), p. 21.

(36) F. A. Mann, *supra* note 2, p. 44, 49

(37) *Ibid.*, p. 44-45.

(38) Draft of Convention on Jurisdiction with Respect to Crime, Article 3, Comment, *American Journal of International Law*, Supplement, 29 (1935), pp. 493-494.

(39) *The British Yearbook of International Law*, 52 (1981), pp. 442-443.

(40) *Ibid.*, p. 443.

- (41) *Ibid.*, p. 444.
- (42) Dominique Carreau, *Droit international*, 5^e ed. (Paris 1997), p. 355.
- (43) 同様の指摘は、Sternmann 著、B. Stern, (Ex-territorialité revisitée), *Annuaire français de droit international*, 38 (1992), pp. 251-252.
- (44) Joel Davidow, "Recent Development in Extraterritorial Application of U.S. Antitrust Law", *World Competition*, vol. 20 (1997), pp. 11-12.
- (45) たゞえば、ジェニンクスは「犯罪の効果が域内で生じた場合には管轄権を行使することができるものの、これは領域管轄権であるので、無限に管轄権を行使できる可能性が出てくるので、これを制限する必要がある、この場合の効果は構成要件をなす効果でなければならぬとする。R. Y. Jennings, *supra* note 2, pp. 157-160.」より「領域主義に基づいて効果主義に基づく管轄権行使自体は認められるものの、その行使は効果の内容により制限されるとしている。(46) 同様の指摘は、ジェニンクスやアックハーストも行っている。たゞえば、ジェニンクスは「単なる影響のような効果にまで管轄権行使を認めることは、限度を超えた不合理的なことであり、究極の制限である主権侵害となる」とする。R. Y. Jennings, *supra* note 2, p. 175. また、アックハーストは「効果主義の採用は普遍的管轄権を認めることになる」とする。M. Akehurst, *supra* note 29, pp. 195-196.
- (47) F. A. Mann, *supra* note 2, pp. 46-47.
- (48) Beschluss des KG vom 26. November 1980 [Synthetischer Kautschuk II], OLG 2420. *Wirtschaft und Wettbewerb*, 6 (1981), S. 454.
- (49) 同様の指摘は、B. Stern, *supra* note 43, p. 253.
- (50) F. A. Mann, *supra* note 2, p. 49. 同様の指摘は、I. Brownlie, *Principles of Public International Law*, 5th ed. (Oxford 1998), p. 313. M. Villaly, *supra* note 2, pp. 96-97. B. Stern, *supra* note 43, p. 251. Oscar Schachter, *International Law in Theory and Practice*, (Nijhoff 1991), p. 258. また「たゞえばアックハーストも「管轄権を行使する条件として、他国で生じた効果より直接的で他国で生じた効果より実質的でなければならぬ」と指摘している (M. Akehurst, *supra* note 29, p. 154)」。
- (51) Timberlane Lumber Co. v. Bank of America, N. T. & S. A., 549 F. 2d 597 (1976).
- (52) *Ibid.*, p. 613-614.
- (53) The American Law Institute, *supra* note 12, p. 238.
- (54) アメリカ対外関係法リステイトメント第三版の四〇二条では、「次のような評価すべき要素として以下のようなものが、掲げられている。 *Ibid.*, pp. 244-245.
- ・ 行為と規制国の領域との連関
 - ・ 規制国と規制される行為について主要な責任を負う者との間の「国籍や住所、経済活動などの関係の存在
 - ・ 規制国にとって規制することの重要性、外国による規制の程度、そのような規制の望ましさを受け容れられ

ている程度

・規制により保護あるいは侵害されるとしう正当な期待の存在

・国際的な政治的、法律的存在あるいは経済的の制度にとっての規制の重要性

・規制が国際法の伝統と調和する程度

・他国の規制と抵触する可能性

(55) F. A. Mann, *supra* note 24, p. 20.

(56) R. Y. Jennings, *supra* note 2, p. 151.

〔一九九九年八月十日 受理〕
二〇〇〇年四月十日

(一橋大学大学院博士課程)